

様式第30号(第92条関係)(第2面)

注 意

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳を添えること。
- 3 公共職業安定所の紹介による就職及び公共職業訓練等の受講のために移転する場合には、3欄には記載しないこと。
- 4 就職するために移転する場合には、5欄は記載しないこと。
- 5 6欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 9の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。